

議案第20号

みよし市地区計画等の案の作成手続及び都市計画の決定等の提案をすることができる団
体に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年3月2日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、地区計画等の素案の申出に係る同意に必要となる者の年齢を18歳
に引き下げるため必要があるからである。

みよし市地区計画等の案の作成手続及び都市計画の決定等の提案をすることができる団体に関する条例の一部を改正する条例

みよし市地区計画等の案の作成手続及び都市計画の決定等の提案をすることができる団体に関する条例（平成6年三好町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「20歳」を「18歳」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後のみよし市地区計画等の案の作成手続及び都市計画の決定等の提案をすることができる団体に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に提出する地区計画等の素案の申出書について適用し、同日前に提出した地区計画等の素案の申出書については、なお従前の例による。

みよし市地区計画等の案の作成手続及び都市計画の決定等の提案をすることができる団体に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(地区計画等の素案の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の申出書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該地区計画等の素案の対象となる区域内に住所を有する<u>18歳</u>以上の者及び当該区域内の土地について所有権を有する者の3分の2以上の同意を得ていることを証する書類</p>	<p>(地区計画等の素案の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 同左</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該地区計画等の素案の対象となる区域内に住所を有する<u>20歳</u>以上の者及び当該区域内の土地について所有権を有する者の3分の2以上の同意を得ていることを証する書類</p>